

第4回 自治区制度等行財政改革推進特別委員会記録

日時：令和2年2月10日（月）

10時00分 ～ 12時15分

場所：第4委員会室

【委員】澁谷委員長、岡本副委員長、三浦委員、村武委員、串崎委員、芦谷委員
道下委員

【議長・委員外議員】

【執行部】砂川総務部長、岡田地域政策部長、河上教育部長
有福契約管理課長、邊まちづくり推進課長、村木生涯学習課長

【事務局】篠原書記

議 題

1 浜田市の入札制度について

資料をもとに説明〔契約管理課〕

2 公民館のコミュニティセンター化に向けた検討状況について

資料をもとに説明〔まちづくり推進課〕

3 その他

（配付物）

（1）総務省市町村決算カード（島根県）

（2）地域井戸端会の集約意見について

○次回開催 3 月 4 日（水） 13時 00分 全員協議会室

【詳細は、会議録のとおり】

【会議録】

(開 議 10 時 00 分)

澁谷委員長

第 4 回自治区制度等行財政改革推進特別委員会を開会する。
本来今日は事務事業調査に基いた行革の推移、行革効果の金額ベースを検証したいと思っていたが、担当課長の都合が悪いとのことで、急遽入札とコミュニティセンター化についてのテーマを挙げさせていただいた。各部長にはお忙しいところ急なお願いに快く出席いただき、心から厚くお礼申し上げる。
では議題に沿って進める。

1 浜田市の入札制度について

澁谷委員長

契約管理課長。

契約管理課長

(以下、資料をもとに説明)

澁谷委員長

説明に対する各委員からの質問はあるか。

岡本委員

電子入札に対する私の認識は、行革から来たものだと思う。入札に皆を集めるのは時間的な制約があり、電子入札にされている。これは行革の観点だと思う。その他行革の観点で課題がまだあるのか。

契約管理課長

電子入札は効率的に業務が進められるため、行革の観点からも有効だと思っている。今後の課題については、現在まだ紙入札が残っているので、できればすべて電子入札に移行できれば職員の負担も減らせるし、業者にとっても足を運ばなくて良いメリットがある。

岡本委員

しかし、非常に零細な業者も登録されており、すべて電子入札に限った場合はそういった業者の入札を排除することに繋がってしまうので、状況を見ながら慎重に移行していきたい。

契約管理課長

電子入札の登録費用、継続費用についてご説明をお願いします。

入札参加資格の申請を電子入札システムを通じて行っている。建設業者はすべてそういったシステムを入れておられる。システムとして必要なのは、パソコン、インターネット環境が一般的に必要な。業者本人が申請しなければいけないので、その辺が確認できるよう IC カード及び IC カードリーダーの購入などのシステム一式が必要になる。

岡本委員

システムに参加するための負担金やシステム維持費などの負担は業者に求めているため、零細の方でもそれほど負担はないが、高齢の方などシステム入力自体が不慣れな場合もあり、まだ紙入札を行っている例もある。

私は過去このシステムを導入するためにいろいろな手続きをして、実際は費用がかかっている。その費用については通常物販の人に対する行革を考えたときに、業者側の費用対効果が

契約管理課長

ないと思っている。それは把握されているだろう、申請費、有効期間など、その辺の説明を聞きたかった。

ご指摘のとおり。具体例で言えば学校用ミシンの購入も入札にかけるが、ミシンの調達ができる商店が市内にある。毎年何度もある案件でもない。3年に1度入札があるかないかの状況の中で、こういったシステムによる入札に参加いただくのは非常に無理があるため、紙で申請していただき、その内容を入力して登録する。実際の入札にあたっては紙でさせていただく。このような事例もある。

費用対効果によって電子入札に踏み切れない業者がおられるのは事実である。

三浦委員

実際に入札される業者と、潜在的に入札資格を持っていらっしゃる業者さんの数は違う。市内で入札をかけた際、どれくらいの割合で潜在の入札資格を有している方が入札されるのか。案件によってだいぶ異なる気もするが、どのように現状を掴んでおられるか。

契約管理課長

一般競争入札の場合はこちらから条件をある程度示す。するとその条件を満たす業者はすべて対象になる。

委員がおっしゃるのは指名入札のことかと思う。指名だと、例えば金額に応じて7社とか5社を指名する。市内業者を優先することに加えて、工事規模、少額案件については自治区を限定する。浜田自治区のみ、あるいは旭、金城業者の方、三隅・弥栄の業者の方に発注するなどといったように、案件に応じての地域割りもある。幅広く指名するようにしている。正確な数字は把握していないため、一度も指名されなかった業者が何社あるかは掴んでいないが、比較的規模の小さい業者については指名という形で、偏りがないようにしている。

大きな業者については一般競争入札あるいは会員型一般競争入札で、条件を満たせば広くどなたでも参加できる形になっている。

三浦委員

指名入札で指名があったときに、見積りの作成も事業者にとってはかなりの労力を要する。潜在的には資格を有していても、事業として受けるモチベーションが働くか。競争率が上がれば事業の価格も下がることが起こっている中、事業がやりにくい状況が発生しているのではないか。

契約管理課長

ご指摘のとおり、業者にとっては見積りもコストがかかる。指名すると通常なら、特に建設業者は指名を受けたので応札するのが基本的スタンスであり、ご協力いただいているが、やはり手持ちの工事が多いなど、応札したくない場合には入札を辞退されるのは自由となっている。業者も自分の状況に応じて入札に参加していただく状況である。

三浦委員	物品の調達について。ものによっては共同調達をした方がコストが下がる。例えば災害用備蓄米は特定の自治体ではなく例えば県など広域で調達した方がコストが下がって良いという考えから、そういった方針を取り入れている事例もいくつか見られた。 例えば共同調達のように少し広げて物品を調達する案件というのは、コストを落とす意味では行革だと思うがされているか。
契約管理課長	共同調達でスケールメリットが出ればコスト減はあるかと思う。他市町村も併せてというご指摘なのだろうが、現段階では共同調達の案件はない。市の中では特定の課単位で入札するよりもまとめて入札する事例はある。
教育部長	消火器の入札なども、庁舎と学校を一緒にやってもらい、数百本単位で購入し予算配分をしている。
串崎委員	指名競争入札が一番メインになっている。1千万円以内が指名競争入札なのかと感じている。下の金額はどうなっているか。
契約管理課長	入札に寄らないことになる。資料1 ページ目の1の(2)、随意契約となる。自治法の施行令に入札にかけなくて良い条件が列記してある。価格で言うと工事・製造請負だと130万円以下、その他の修繕や業務委託は50万円以下となっている。
串崎委員	土木の格付けについてはよく分からないが、格付けの判断基準は誰がされるのか。
契約管理課長	建設業者は建設業法に基づき経営審査を受けていただく。これは全国的な団体だが、過去の工事实績等を踏まえて得点を出す。それに加え、過去の工事实績に基づき、例えば工事を何件実施されたかなどを基に点数を加え、総合得点で、例えば土木工事だと850点以上の業者はAランク、700点以上849点以下の業者はBランク、699点以下はCランクといったように、過去の実績をすべて点数化しランク付けしている。
串崎委員	建設工事なら1千万円以下なら審査なし、物品は1500万円以下は審査なしで決定されるのだろうが、これはどのように決められるのか。
契約管理課長	高額のものについては審議会等で決めるが、それ以下の金額については担当課で原案をつくる。 また、専決基準というものがあり専決区分に応じて決裁者が指名業者等を決定している。
道下委員	2 ページの事業所所在地、市内に863。競争入札・指名入札をやるとき、市内の業者は指名でも競争でもやっていただくのがベターなのだろうが、この確率は。市内の業者110社とあるが、年間に半分くらいは落としているとか、全国の業者が149あるがこれが2、3落としているとか、そういった実態を把握

契約管理課長	するのは無意味なのか。 基本的には市内業者優先で、ほとんど市内・準市内（営業所が浜田市内にある業者）を対象に入札を実施している。 中には特殊工事もあり、非常に規模の大きな工事（埋立処分場建設など）になると全国規模のゼネコン業者なども入ってくるので、名簿にはそういった業者も登録されている。
道下委員	つまり市内業者で9割方賄っている判断で良いか。
契約管理課長	ほぼ。
道下委員	これは物品調達についても然りか。
契約管理課長	はい、物品についてもほぼ市内業者。ただ、物品にも特殊なものが出てくるので、そういったときは市外業者、全国メーカーもある。
道下委員	いずれにせよよほどの事案でもなければ市内業者、準市内業者で行っていると理解した。
岡本委員	業者サイドの積算に対する労力について同僚議員から質問があった。県の制度と浜田市の制度は違う。県の制度は積算数量であったり、ある程度の単価を公示することで入札を図る形だ。浜田市はそうではない。いずれにせよ業者が受注するにあたっては積算しなければ発注もできない。業者が減ってきて、積算を出すのもかなり負担感が強まっていると思うのだが、考え方を聞きたい。
総務部長	予定価格の事前公表のことかと思う。これまで市の考えをご説明しているが、国土交通省は事後公表をベースにということで、国に準じて行っている。ただ、島根県や県内でもいくつかの市で事前公表をしておられるので、私どもも今のままが良いとは認識していない。担当課長・係長等で県内ですでに実施している自治体に視察に行くなどして情報収集し、それぞれのメリットを調査研究、検討して取組まねばならないと考えている。
岡本委員	公開した場合はこれを担保に業者サイドにいろんなトラブルが起きていると聞いている。しかし発注者側の立場を明確にしていけば、その問題は回避できると思うし、前向きに考えていただくことや配慮は必要だ。行革にも繋がると思う。
三浦委員	平成18年12月の市議会で、公共工事における公契約法の制定を求める意見書を国に出している。これは特に建設工事等においての労働者の最賃の補償や、継続的な事業実施を担保するために公契約条例を設置しようという全国事例を踏まえての意見書だったと思う。その後執行部として、条例、状況の改善、こういうことを意識していこうといった動きに具体的に取り組まれたことがあるか。なければならないで良い。
契約管理課長	基本的に状況は変わってない。市として特段の取組は進めてない。調査研究はしているが、議会でも回答したとおり特定の

澁谷委員長

浜田市のみで設定するものではなく、労働者は浜田市に住んでいる方だけではないので、市単位ではなく国側で取組んでいただきたいというのが市のスタンスである。

契約管理課長

電子入札した結果、大手企業がすべて押さえてしまい地元企業に下請を発注するようなことで問題だとか、地元企業の育成、災害対応を考えた場合、縮小することの反省から地元優先の流れができて配慮もされている。片方では地方自治法2条「最小の経費で最大の効果」が大原則。バランスは基本的にどのようなお考えか。

澁谷委員長

広く募れば募るほど競争が生じて価格が下がる。競争を促進することはある意味大変重要だと思っているが、一方、市町村は市町村に住む方が働いて所得を得て暮らすことで成り立っている。その視点から、地元業者を育成する、大切にすることも必要だと思う。

契約管理課長

基本的には市内発注ができる案件については市内・準市内業者を入札参加条件にしている。

看板と事務所だけ設置して誰もいない、電話がかかれば本社等に転送して取り繕う、そうやって入札参加資格を獲得している事業者があるという指摘を受けたりする。その調査分析、現実の確認はどうなっているか。

澁谷委員長

すべての業者を調査するのは現実的には不可能。有資格者名簿に登録する際、事務所写真などを添付していただいている。コピー機があるかなど、看板だけでないことを確認している。そうは言っても、中には事務所が常に空だというご指摘もある場合があるので、そういったときは実際に事務所に足を運んで確認している。

契約管理課長

最低競争入札価格や調査基準価格という、土木系や工事系については国土交通省の材料費基準や積み上げによって価格が決まるのだろうが、物販は厳しい印象を持っている。相変わらず0円や1円でもいいといった状況なのか。

澁谷委員長

パソコンなどには最低ラインを設けていないので、1円入札などがあれば有効になるが、現実問題としてそういった事例はない。実体を言えばむしろ予定価格超過で不落になることがある。

物品も市内業者優先でやっているなので、市内で無茶な入札をされる方はおられないのが実情である。

岡本委員

是非地元業者を大切にいただきながら、税金執行の適正化を図るようご配慮いただきたい。

浜田市はいろいろな事業計画を策定されるが、それをコンサルする業者がおられる。その辺が非常に見えない。選定または入札についてうかがう。

契約管理課長	入札がないわけではないが、計画の策定といった場合は基本的に価格競争に適さない、金額だけでは決められないケースがほとんどではなかろうかと思う。入札に適さない場合は随意契約が認められている。実際にはコンペ形式で、業者からいろんなことを提案していただき、その内容を審査して業者を決める手続きが浜田市では一般的だろうと思う。
岡本委員	コンペなどを募って、応募は2社以上あるのか。それともそういう業界はほとんど限定されていて、ほぼそこに確定してしまうのか。
契約管理課長	コンペ等は私の所管ではないため細かい回答はしかねるが、市場調査的なものなら複数の応募があるだろうし、専門的で難しい内容なら1、2社となる。案件によってまちまちだと思う。
総務部長	プロポーザル方式は総務課が所管している。要綱を定めておりそれに基づいて、プロポーザルの点数の配点のことなど、なるべく基準を整理しながら事前に講習等もやっている。 参加状況だが、だいたい複数社以上の参加がある。ものによっては1社しかない場合もあるが、そのときも審査会は必ず開き、こちらが基準としている点数に到達できるかどうか審査し、1社だから必ず採用するわけではない。
岡本委員	価格の基準がどこかにないと、それに合わせたものがないと思う。その辺の考え方を聞きたい。
契約管理課長	計画等であれば以前その計画を策定した業者に参考見積をお願いした上で、ある程度の金額をつけている。
総務部長	プロポーザルの場合は価格も審査基準の対象としているので、こちらから上限をお示しする。それに対して金額が下がると多少加点するようなシステムを取っている。しかしそれで大きな違いが出るとは思えない。
澁谷委員長	だいたい質問が出尽くしたと思うので、議題1を終了する。1時間経過したため、ここで5分間休憩とする。

〔 11 時 05 分 休憩 〕

〔 11 時 10 分 再開 〕

2 公民館のコミュニティセンター化に向けた検討状況について

澁谷委員長	会議を再開する。まちづくり推進課長。
まちづくり推進課長	(以下、資料をもとに説明)
澁谷委員長	委員からの質問をお受けする。
道下委員	連携主事について、勤務時間や各自治区ごとにとあるが、もう少し詳しく。市職員か。
まちづくり推進課長	市職員などを除いたまちづくりの経験や見識がある方が望ましいという意見はいただいているが、市職員になるか地域の

	方になるかはこれから決まる。
道下委員	勤務時間は月に 132 時間を想定している。
まちづくり推進課長	では今のセンター長の親分ととらえて良いか。 センター長は館ごとの管理者という位置付けだが、自治区の中に例えば 5 つセンターがあれば、5 つ連携調整などの役割を持たれる方というイメージである。
道下委員	それはどこかの公民館におられるのではなく、平素はどこに いるのか。
まちづくり推進課長	席がどこにあるかはこれから決める。例えばどこかの代表的な館に配置されるパターンもあろうし、市の庁舎内で連携を取るためにデスクワークをする可能性もある。
村武委員	公民館のコミュニティセンター化に関連する事項という書類の中に、参考として坂井市のコミュニティセンターのことが書いてある。「センターは社会教育法第 21 条に基づく施設とみなす」と書いてあるが、この 21 条はどういった内容か教えてほしい。
まちづくり推進課長	21 条は公民館の設置者が謳ってある。「公民館は市町村が設置する第 2 項、前項の場合を除くほか、公民館は公民館の設置を目的とする一般社団法人また一般財団法人でなければ設置することができない。第 3 項、公民館の事業運営上必要があるときは公民館に分館を設けることができる」という、21 条の趣旨は公民館は市町村が設置するという条文の規定である。浜田市は同じ社会教育法の適用を受ける公民館規程条項 20 条によっている。20 条は公民館の設置目的ということで、教育・学術・文化に関する各種事業を行う。設置目的に基づいて設置するというのが浜田市の社会教育法の適用条文となっている。坂井市は設置の根拠として 21 条の「市町村が設置する」を適用している。いずれも社会教育法の規定には間違いはない。
村武委員	坂井市は市民の地域づくり活動及び社会教育推進、生涯学習の拠点という形で設置目的を謳っておられる。坂井市は管轄を市長部局に置いているが、この辺りはどのようにされているか。
まちづくり推進課長	いわゆる補助執行の形で、市長部局で教育委員会の社会教育法に規程する、教育委員会が本来すべき業務を。
生涯学習課長	少し補足すると、本来教育委員会がすべきところを市長部局にしてもらうということで、補助執行という手続きを経てやっているのが坂井市。実際はまちづくり部署がやっている。 学校教育課の幼稚園を実際は子育て支援課に補助執行でやってもらっているのと同じやり方。
村武委員	補助執行でどの程度やっているかは分からないが、社会教育や生涯学習を進めていく上で、今現在も教育委員会の生涯学習課が所管となって進めているのでできているとは思いますが、補助

生涯学習課長

執行的なところで、坂井市はこのあたりがきちんとできているということか。

できていると思っているし、そういったところから坂井市に視察に行った。

村武委員

浜田市がコミュニティセンター化を進めておられる中で、社会教育や生涯学習は今までどおり公民館でやっておられたことを担保するのを基本的に考えておられると思うが、社会教育と生涯学習をどの程度担保できるのか気になる。教育委員会で共育やふるさと郷育を引き続きと先ほど言われたが、社会教育や生涯学習は共育・ふるさと郷育だけではない。どのように担保すると考えておられるか。

地域政策部長

ご指摘の点は一番重要だと思っている。社会教育もまちづくりも一緒にやろうというのが本来の考え方にある。ただ、それを市長部局に持っていったとき、社会教育が担保されるかどうかは大きい。

補助執行と言われたように、社会教育は教育委員会でないといけないわけではなく、市長部局もできる。ただ一番問題なのは体制。完全に市長部局が単発でやろうと思うと、県からも派遣社会教育指導主事なども出してもらっているが、これができなくなる。例えば教育委員会と兼務する形でそういう人を担保するなど。

体制については現在の社会教育が後退しないように維持せねばならない。その上で、社会教育部門を、人の問題を教育委員会に残して施設管理を中心としたまちづくり部分を市長部局に残す考え方もあるが、兼務体制にして1か所にまとめ、補助執行に対して対応できる体制をとっていくこともあると思う。もう少し踏み込んだ議論はこれからさせていただきたい。

要は決まりごとやルールというより、体制が担保できて、今までの事業が後退しないようにするために、どういうやり方が一番良いかだと思う。

村武委員

今思い描いておられることが実際にできると、浜田自治区内でまちづくりがなかなか進んでない中、こういうこともきちんとできていくようになるのだろうと思っている。是非しっかり進めていただきたいが、実際にそれができるのか不安を感じる。

公民館職員に実際に聞いて、今までのスキルもあるので残っていただける方はそのまま先ほどおっしゃったと思うが、今後コミセン化になると社会教育や生涯学習だけでなく、まちづくりの専門的な知識も必要になってくるかと思う。そこが現在の公民館職員では不安に思っておられる方も多いのではと感じる。その辺はどのように考えておられるか。

まちづくり推進課長	実際に公民館職員は不安に思っておられる。まちづくりの機能充実にあたっては館により異なるが職員増員等も考えているし、連携主事の役割の中でまちづくり委員会やまちづくり組織との連携も、連携主事や課に配置されるまちづくり担当者の担うところが大きいと思っている。元々スキルを持った方が配置できれば最善だが、必ずしもそうでない場合は研修やスキルアップの取組を併せてする必要があると思っている。
三浦委員	周南市の市民センターの活動について、ウェブサイトを見ると各市民センターがやっている活動に加えて、テーマごとに検索できるようになっている。例えば料理なら市内の全市民センターで料理に関する活動が一覧で出てきたり、レクリエーションならレクリエーション、そのようにテーマで出てくるようになっている。この見せ方は素晴らしいが、こういう情報の出し方をする事で、例えば自分の居住エリア外の公民館の活動に参加しておられるような事例があるのかどうか、ご存知なら教えてほしい。
まちづくり推進課長 三浦委員	ご指摘の件は把握できていない。 自分でも調べてみる。これからまちづくりを進めるにあたり、1つのエリアで完結できない活動がどうしても出てくる。そうしたときに近隣のエリアとの連携がさらに必要になってくる。こういう緩やかなテーマで何か括れる仕組みはとても良い。今後協議を深めていかれる中で、地域間連携、そうした事業展開の可能性も考えられるのかなと思うので、是非そういったことも念頭において検討に盛り込んでいただきたい。
まちづくり推進課長	ご提案の内容を含め検討していきたい。連携主事の在り方の中にも、そういった役割や機能が必要なのかと思う。
芦谷委員	社会教育の仕事と浜田で言うまちづくり推進委員会が一緒にやっていくということだろうか。
地域政策部長	このあたりは、各自治区から出ている公民館やまちづくり委員会の皆さんの意見が割れている。 三隅は元々公民館にまちづくりの事務局も持つようにした経緯がある。ただ、やってみると人もいない中、本来まちづくりの事務局を持って支援する側だったのが主体的にいろんなことをやらねばならなくなり、このままでは人も足らず大変だという実情があった。それを分かった上で皆さん協議をしようと言っている。 一方で他のエリアは、公民館活動はあくまで支援なので、まちづくり推進委員会、まちづくり委員会としてのきちんとした活動があり、それとは一定の線を引くべきだという意見もあった。このように中でもいろんな意見があり、これをどう統一するかは大変大きな課題だと思っている。

芦谷委員

周南市は基本的には社会教育とまちづくりを1つのセンターでやるという大きな目標を掲げられたが、そこに至る過程については、現在の取組みを中心に少しずつやっていく、これで良いのだという着地点を見つけられてスタートを切られた。30年のスタートなのでそこから少しずつ良くなっていく内容で、その話をされた。周南市を見たまちづくりや公民館の代表者も、大変参考になったと思う。今は課題を共有した段階なので、それをどう整理するかはもう少し時間をかけてやっていこうと思う。例えば公民館でまちづくりの事務局を持ってやるというようなことを性急に決める必要はないと思っている。

地域政策部長

浜田の場合はまちづくり推進委員会が進んでない。まちづくり推進委員会を一体どうするかという方向性を示して、歩みも進めないと上手くいかないだろう。そういう点に問題はあるか伺う。

方向性を示すのは大事だと思っているので、そこに向けて一度にできるかどうかは地区の実情があると思っている。方向性を決めるときも現体制や現在の活動費の中でできるかという、もう限界近く頑張っておられる。なおかつまちづくりについては現在の公民館はすでにやっておられる。それらを考えて、ある程度は人の配置や活動費も最終的な意見の中で、望ましい体制が分かってくれば、新しい体制の中で、例えばまちづくり推進委員会ができてないところへの働きかけであったり、一緒にやってもらうといった動きが出てくるのではないかと考えている。

もう一方で、特に浜田自治区には公営の公民館以外に自治公民館という、地域で公民館を立ち上げられているところがあり、同じように住民主体のまちづくりを進めておられる。例えばそういったところがまちづくり推進委員会になってもなんら不思議はないということもある。制度的なものについては皆さんが共同の思いで参加できるように、活動が広がっていくように、仕組みを整理する必要があると思っている。

芦谷委員

大田・江津・益田はコミセン化をやっている。これに対して浜田市の評価はどうか。

まちづくり推進課長

先進的に取組んでおられるという話は聞いている。直接中に入って聞いてはいないので、詳しい状況までは理解していない。江津市の場合は活動が難しい、上手く機能していない部分があるという話も一部では伺っている。逆に益田市は地域と公民館とが連携しながら取組を進めておられると聞いている。

事例として浜田市のコミセン化にあたり、まちづくり委員会や公民館関係者の皆さんと、益田市などに視察に行かせていただいた。

芦谷委員

何をするかがはっきりせず、いろんな人の意見を聞いての調整だ。やはりコミセン化するにはどんな事業をするか整理して、そこに人員が何人いるか整理しないとイケない。

他に社会福祉の関係・消防団・交通安全といったことがもう少し幅広に、地域で実際に営んでおられる仕事について整理して、それをコミセンでやるかどうか整理して、そのようにしてまず仕事を決めて、それに合う事務室、人員を決めないと。今あるのを調整するだけでは必ずしも上手くいかない。

浜田市が地域のまちづくりをどうするのか、方向性を出してそれに沿ったものをもっていかないと思う。

まちづくり推進課長

コミュニティセンターの目指す方向としては、福祉であったり防災であったり、まちづくり活動の拠点なり支援ということで必要だと思っている。現状の中で地域の抱える課題も違うし、現在取組んでいる活動も異なる。それを踏まえて、当面では3年のスタートの時には現状を踏まえた上で柔軟な対応を目指す、その代わり、目指すべきコミュニティセンターの在り方なりまちづくり委員会との連携の仕方を整理した上で進めていきたい。

村武委員

浜田自治区には分館があるが、これはどうなるのか。

まちづくり推進課長

分館は現状どおり。職員配置もない。

村武委員

コミセンの分館になるのか。

地域政策部長

コミセン化は直営の本館を目指している。方向が決まったときには公民館自体がまちづくりも一緒にやっていく体制になると思っている。したがって分館をどうするかはこれから決めていく必要があるが、本館とまったく違うとは思わない。ただ、分館には職員がいない中で委託でやったりしているので、そこは検討課題だと思っている。

澁谷委員長

先般ある公民館で、地域の高齢者の皆さんが生きがいづくりとして公民館を利用してお弁当を作り、独居老人の方に配ろうと。そのときに公民館は保健所の許可をもらいながらやっていく中で、公民館の使用目的に使ってはどうかというお話があり、スタートに時間がかかった。コミセン化にしたらそのようなことが簡単にできるようになるのか。

地域政策部長

元々社会教育法上の制限を受ける公民館というと、営利のことはなかなか難しい。したがって地域が困った課題を解決するために一番やりやすいシステムとするためには、社会教育法の制限を受けない公民館、センターの在り方を採用されているところがある。弁当配食などいろんなサービスについては、そうしたところがネックになっている部分があると思う。これから浜田市が目指すコミュニティセンターが社会教育施設としての位置付けではなく、まちづくり拠点としての機能を最大限発

澁谷委員長

揮するために必要な位置付けになっていけば、このようなところも解決していくのではと思う。

旧那賀郡の自治区にはそれぞれ大きな問題がある。公民館もたくさんの課題を抱えておられると思うが、見た感じ旧那賀郡においては地域協議会がしっかりしており、公民館もしっかりしている。問題はあるかもしれないが体系的になっていると思う。

しかし旧浜田市においては地域協議会も1個しかないし、まちづくり委員会も設置したりしてなかったりする。体系的でない。地域協議会の細分化を旧浜田市で上から整理していったって、下の方の組織をやっていかないと、旧浜田はいいことにならないように思う。

地域政策部長

これは議会からもご提言いただいた内容にしっかり盛り込まれているので、本気でやらねばと重々承知している。

ただ、まちとの関係性や公民館との関係性の中で、地域協議会がそうなのかという、あそこは諮問に応じていろんな意見を纏めることをメインにしながら地域課題を市政に届けてもらうことになるが、まちの実践者としてはまちづくり委員会だったりする。こういった組織がないところについては、立ち上げられるように働きかけをしていく必要があると思う。

課題を指摘いただいたように、まちについては設立の促進に向けてコミュニティセンター化を1つのきっかけにして更に働きかけを強めていくのが1つ。

地域協議会については議会からの提案も受け止め、これは地域協議会をつくるとなると地元も協議会に参画していただくことになる。そういったことも地域に届けて意見も聞きながら、実現していくかどうかを話し合っていく必要がある。

議会の提案を軽んじているつもりはないが、設立となると地域の参画となるので、地域を無視してはできない。しっかり下ろして議論していく必要がある。

澁谷委員長
岡本委員

ということは当分しないということだね。

子育て世代、PTA、こども会の参画についてお尋ねしたい。教育部長もまちづくり推進課長も6日に雲雀丘小学校の説明会に行かれていた。PTAの参加は2組しかいなかったもので、少し地域の方とお話した。2年前にこども会を解散させてしまったということで、結局集まる環境がなくなっているとのこと。

心配するのは、コミセンについて各公民館から委員が派遣されて意見集約する中に、子育て世代の参画であったり、こども会の方々は次の世代を担う人たちを踏まえた協議や話し合いはされているか、非常に疑問を持っているがいかにか。

まちづくり推進課長

コミュニティセンター化部会の中に子育て世代の直接的な

岡本委員

参加はいただいてない。公民館主事の中に該当される方がおられて話を伺うことはあるが、委員として意見を吸い上げる仕組みはない。ただ、協働のまちづくり推進条例の検討委員会の構成メンバーの中には PTA 聯合会の代表の方に入っていていただき、PTA の立場からご意見をいただく仕組みにはなっている。

澁谷委員長

私は先ほど言ったように、次の世代を担う人たちなのでその意見を吸い上げる仕組みは必要ではないかと思っている。その辺は加味して反映させていただきたい。課長が言われるようにまちづくりでもやらねばならないと思うし、私は指摘されているまちづくりはできてないと思っている。人を集めるのが重要だと思っている。ぜひその辺をお願いしたい。

その他よろしいか。

(「はい」という声あり)

では議題 2 については終了する。

3 その他

(配付物)

(1) 総務省市町村決算カード(島根県)

(2) 地域井戸端会の集約意見について

澁谷委員長

委員からその他について何かあるか。

(「なし」という声あり)

澁谷委員長

今回は各自治区・支所に参加いただき、各自治区ごとの行財政改革の取組をメインにして会議をしたい。

各委員の皆さまからテーマがあれば、次長に前もっていただきたい。6 月くらいからは各委員が担当テーマを決めていただき、内容等を検討していただきながら進めていきたいと思っている。6 月くらいには各委員から行革の提言をいただき、1 年に 1 度はこの委員会で総務部長に提言書を手渡していきたい。それも含めながら調査分析の取組をお願いする。

あと、1 泊 2 日のマイクロバスによる行政視察を行いたい。今、皆さんのご都合を確認したいのだが、4 月 27 日(月)、28 日(火)はいかがか。

(「はい」という声あり)

澁谷委員長

一応基本的には 4 月 27、28 日を押さえておいていただきたい。あとは 5 月 7、8 日を予備として。いまのところ、大阪府箕面市、兵庫県明石市、兵庫県豊岡市あたりで調整したい。

三浦委員

前の週、23、24 日にずらすのは無理か。

澁谷委員長

無理だ。5 月はどうか。

三浦委員

では 5 月で。

澁谷委員長

では 5 月 7、8 日でまず探してみたいのでよろしく願います。

澁谷委員長
篠原書記
澁谷委員長

次回の開催日については先ほどお伝えしたが、3 月定例会があるので3 月4 日、議案質疑の後に行いたい。議案質疑が午前中に終われば13 時からさせていただく。

その他、何か委員からあるか。

(「なし」という声あり)

次長から言い忘れないか。

「スポーツ施設再配置・整備計画」についても行う。

今回はもっと詳しく、公共施設再配置計画の財源について、スポーツ施設再配置についても併せてやるそう。担当者はよろしく願います。

最後に1 点、委員会が最近 Youtube で公開されている。委員の皆さんがご質問される際、分かりにくいのもう一度説明してくれという表現は良いが、分からないので説明をしてくれといった表現をされると「分からないなら窓口で聞け」という突っ込みが入ってくる。言葉の選び方に十分な配慮をお願いします。

それでは以上で第4 回、自治区制度等行財政改革推進特別委員会を終了させていただく。

(閉 議 12 時 15 分)

浜田市議会委員会条例第65 条第1 項の規定により委員会記録を作成する。

自治区制度等行財政改革推進特別委員会 委員長 澁谷 幹雄 ㊟